

教育振興推進計画検討委員会設置要綱

(平成19年5月10日教育長決定)

(設置)

第1条 板橋区教育委員会において、教育の現状と課題を調査研究すること及び教育ビジョンを実現するための施策とその体系を教育振興推進計画として策定するために、必要な調査・検討を行うことを目的として、教育振興推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 教育の現状と課題を調査研究すること
- (2) 教育振興推進計画策定に関すること
- (3) 前二号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、教育委員会事務局次長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、教育委員会事務局教育総務課長の職のある者をもって充てる。
- 4 委員は別表に定める職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を統括する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職を代理する。
- 3 会長は、委員会の運営にあたり必要があるときは、委員以外のものに委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、教育総務課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

職 名
学務課長
指導室長
新しい学校づくり課長
学校配置調整担当課長
教育委員会副参事（施設整備担当）
教育支援センター所長
生涯学習課長
地域教育力推進課長
中央図書館長
区立小学校長 2 名
区立中学校長 2 名
区立幼稚園長 1 名
政策企画課長
財政課長
指導室統括指導主事 1 名
教育総務課庶務係長
教育総務課計画係長